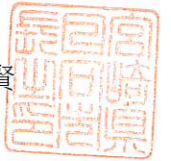


発日財第 164 号
令和8年9月18日

日向市議会議長 日 高 和 広 様

日向市長 西 村 賢



資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付して次のとおり報告します。

記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
日向市水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
日向市簡易水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
日向市下水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
日向市農業集落排水事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
日向市工業用地造成事業特別会計	—	令第17条第4号の規定により事業の規模を算定

備 考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

(文書取扱：財政課)